

## 社会福祉法人博愛会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会（以下「法人」という。）定款第5条に規定する評議員及び第16条に規定する理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償等に関し、定款第9条及び第23条の規定に基づき、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事のうち理事長は常勤とし、この法人を主たる勤務場所とし週1日以上勤務するものとする。
- (3) 理事のうち施設長又は園長を兼ねる理事（以下「兼務理事」という。）は、常勤とする。
- (4) 非常勤の役員とは、役員のうち理事長及び兼務理事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第6条に基づき選任された者をいう。
- (6) 苦情解決第三者委員とは、評議員のうち、別に定める苦情解決要綱に基づき選任された者で、法人の苦情解決に関する業務を行う者をいう。
- (7) 報酬等とは、改正社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 監査等出席報酬とは、監事監査及び行政、所轄庁監査出席報酬とする。
- (9) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び参加費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長には、別表1に定める報酬及び法人給与規程に基づき通勤手当を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 兼務理事には、社会福祉法人博愛会職員就業規則、又は社会福祉法人博愛会職員の任期を定めた採用等に関する規程に基づき給与を支給する。
- (3) 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、別表2に定める報酬を支給する。
- (4) 非常勤の役員には、別表3に定める報酬を支給する。
- (5) 苦情解決第三者委員には、別表4に定める報酬を支給する。
- (6) 役員等が前各号以外の業務に従事した場合は、別表5に定める報酬を支給する。

### (役員等の報酬の総額)

第4条 役員等の各会計年度における報酬の総額は、別表6のとおりとする。ただし、兼務理事の給与については報酬の総額から除く。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬等は、毎月21日に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込みにより支給する。ただしその日が休日、金融機関の休業日に当た

るときは、その前日とする。

2 理事長の報酬は、その職についての当月分から、任期満了、辞職等によりその職を離れた当月分までを支給する。

3 理事長が月の途中においてその職についてたとき、又はその職を離れたときの当月分の報酬は、前項の規定にかかわらず、在職日数に応じて支給する。

(旅費の支給)

第6条 役員等の旅費は、法人旅費規程に基づき支給する。ただし理事長については法人事務所を会場とする会議等については旅費を支給しない。

(費用弁償)

第7条 法人業務遂行に必要な経費について、原則としてその実費を支給する。

(適用除外)

第8条 法人事業所の職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、改正社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係、理事長の報酬)

名 称	報酬
月額報酬	月額 100,000 円 (税込)
評議員会出席報酬	日額 7,000 円 (税込)
理事会出席報酬	日額 7,000 円 (税込)
監査等出席報酬	日額 12,000 円 (税込)

別表 2 (第 3 条関係、評議員の報酬)

名 称	報酬 (日額)
評議員会出席報酬	7,000 円 (税込)

別表 3 (第 3 条関係、非常勤の役員の報酬)

名 称	報酬 (日額)
評議員会出席報酬	7,000 円 (税込)
理事会出席報酬	7,000 円 (税込)
監査等出席報酬	12,000 円 (税込)

別表 4 (第 3 条関係、苦情解決第三者委員の報酬)

名 称	報酬 (日額)
苦情解決業務報酬	7,000 円 (税込)

別表 5 (第 3 条関係、役員等の報酬)

名 称	報酬 (日額)
別表 1、別表 2、別表 3、別表 4 以外の 法人業務報酬	7,000 円 (税込)

別表 6 (第 4 条関係、役員等の報酬の総額)

名 称	報酬 (年額)
監事 (2 名) の報酬総額	500,000 円以内 (税込)
理事 (兼務理事除く 5 名) の報酬総額	3,000,000 円以内 (税込)